第五次国土利用計画(長野県計画)骨子(案)

**資料１**

目　次

はじめに

第1　県土の利用に関する基本構想

１ 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

(2) 県土の特性

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

(4) 本計画が取り組むべき課題

(5) 県土利用の基本方針

２　地域類型別の県土利用の基本方向

　 (1) 都市

　(2) 農山村

(3) 自然維持地域

３　利用区分別の県土利用の基本方向

　　 (1) 農地

　　 (2) 森林

　　 (3) 原野等

　　 (4) 水面・河川・水路

　　 (5) 道路

　　　　 ｱ 一般道路

　　　　 ｲ 農道及び林道

　　 (6) 宅地

ｱ 住宅地

ｲ 工業用地

ｳ その他の宅地

　　 (7) その他（上記利用区分以外の土地利用）

　　 　 ｱ 公用・公共用施設の用地

　　 　 ｲ 低・未利用地

第２　県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

１ 県土の利用区分ごとの規模の目標

２　地域別の概要

第３　第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

１　土地利用関連法制等の適切な運用

２　県土の保全と安全性の確保

３　持続可能な県土の管理

４　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

５　土地の有効利用の促進

６　土地利用転換の適正化

７　県土に関する調査の推進

８　計画の効果的な推進

９　県土の県民的経営の推進

10 長野県の視点

おわりに

第五次国土利用計画(長野県計画)骨子(案)

本　文

**※下線は第四次からの変更箇所**

**はじめに**

・本計画は全国計画を基本とする

・市町村計画および土地利用基本計画の基本となる

・長野県総合５か年計画（しあわせ信州創造プラン）を踏まえ、平成37年を目標年次とし、望ましい県土利用のあり方を示す

・「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」を目指す

**第１　県土の利用に関する基本構想**

１　県土利用の基本方針

(1) 基本理念

国土利用計画法第2条に掲げる基本理念

・県土利用における公共の福祉の優先と自然環境の保全

・健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展

(2) 県土の特性

・複雑な地形・地質

・3,000m級の山々

・県土の８割を占める森林

・豊かで美しい自然環境

・清らかな水をはぐくむ上流水源県

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ｱ 本格的な人口減少社会の到来

・土地需要の減少

・県土管理水準の低下、非効率的な土地利用の増加

ｲ 自然環境等の悪化

　　　　　・自然環境や美しい景観等の悪化

　　　　　・自然の持つ多様な機能の再評価と活用の重要性の増大

ｳ 相次ぐ自然災害の経験

　　・安全・安心への県民意識の高まり

・より安全で持続可能な県土利用の実現の重要性の増大

(4) 本計画が取り組むべき課題

　ｱ 県土管理水準の維持及び向上

・適切な利用と管理を通じ県土を荒廃させない取組の推進

・土地の有効利用・高度利用の推進

　ｲ 自然環境と美しい景観等の再生

　　・良好な自然環境や生物多様性の再生

・景観等の保全・再生・創出

・自然環境と調和した持続可能で豊かな暮らしの実現

　ｳ 災害に強い県土の構築

　　・安全を優先的に考慮する県土利用への転換

・県土強靭化の取組

(5) 県土利用の基本方針

　　　　　・｢適切な県土管理を実現する県土利用｣、｢自然環境・美しい景観等を保全・

再生・活用する県土利用｣、｢安全・安心を実現する県土利用｣の３つを基本方

針とする

　　　　　・基本方針を効果的に実現するため｢複合的な施策の推進と県土の選択的利用｣

及び｢多様な主体による県土の県民的経営｣の取組を推進

　　　　　ア 適切な県土管理を実現する県土利用

　　　　　　 (ｱ)都市的土地利用

　　　　　　　 ・都市機能や居住の集約

　　　　　　　 ・低・未利用地や空き家の有効活用

　　　　　　　 ・地域をネットワークで結ぶ取組

　　　　　　 (ｲ)農林業的土地利用

・優良農地の確保と良好な管理

　　　　　　　 ・担い手への農地集積・集約による荒廃農地の発生防止と効率的利用

　　　　　　　 ・森林の適正な整備と保全

　　　　　　 (ｳ)水循環の維持等

　　　　　　　 ・都市や農地、森林等、流域の一体的な管理

　　　　　　 (ｴ)再生可能エネルギー関連施設の適正な設置

　　　　　　　 ・大規模太陽光発電施設等の適正な設置

　　　　　　 (ｵ)慎重かつ計画的な土地利用転換

　　　　　　　 ・慎重な配慮の下、計画的な土地利用転換の実施

　　　　　イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

　　　　　 　(ｱ)自然環境・美しい自然等の保全・再生・活用

　　　　　　 　・保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核とした生態系ネ

ットワークの形成

　　　　　 　(ｲ)自然環境の活用

　　　　　　 　・グリーンインフラの取組の推進

　　　　　　 　・再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用

　　　　　　 　・自然資源・豊かな環境や伝統・文化を活かした観光や産品等を通じた地

域間の対流の促進

　　　　　　 (ｳ)個性ある美しい景観の保全・再生・創出

　　　　　　　 ・美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間など個性ある景観の保全等

　　　　　　　 ・これらを活用した地域づくり

　　　　　　 (ｴ)健全な水循環の維持・回復

　　　　　　　 ・健全な水循環を維持・回復する取組の推進

　　　　　　 (ｵ)生物多様性の確保と人間活動の調和

　　　　　　　 ・外来種対策や野生鳥獣被害対策の推進等

　　　　　ウ 安全・安心を実現する県土利用

　　　　　　 (ｱ)防災・減災対策の推進

　　　　　　　 ・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災

　　　　　　　 ・災害リスクの把握・周知と、土地利用の適切な制限

　　　　　　　 ・中長期的に、より安全な地域へ居住を誘導する取組の推進

　　　　　　 (ｲ)災害に強い県土の構築

　　　　　　　 ・諸機能の適切な配置やバックアップ、多重性・代替性の確保

　　　　　　　 ・被害拡大防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保

　　　　　　　 ・農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上

　　　 　エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

　　　　　　 ・自然と調和した防災・減災の推進等、総合的な効果をもたらす施策の推進

　　　　　　 ・荒廃農地は地域の状況に応じ森林等新たな用途を見出す等、最適な土地利

用を選択

　　　　 オ 多様な主体による県土の県民的経営

　　　　 ・県民一人ひとりが県土に関心を持って、管理の一端を担う県民参加による

県土管理の推進

２　地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

　　・人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、中心市街地の活

性化・二酸化炭素排出量削減等のため、都市機能や居住を中心部や生活拠点

等に集約化し、歩いて暮らせるまちづくりを推進

　　・都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に推進し、都市機能を向上

・既成市街地においては再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低・

未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上

・中心市街地においては環境や景観等に配慮しつつ、低・未利用地や空き家等

の有効利用等により土地利用の効率化を図るとともに、多様な主体による活性

化を促進

・市街化を図る必要のある区域においては計画的に整備

・集約化した都市間のネットワークを充実

・新たな土地需要には既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業

的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制

・健全な水循環の維持・回復、資源・エネルギー利用の効率化等により、環境

への負荷の少ない都市を形成

・美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、自然環境の保全・

再生等により、美しくゆとりある環境を形成

・諸機能の適正配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保により、災害に強い都市構造を形成

・主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等に

加え、より安全な地域へ集約

(2) 農山村

・生活サービス機能等の維持が困難な中山間地域の集落地域においては｢小さ

　な拠点｣の形成を促進

・６次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や、新たな木材需要の創出、

農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業を創出する取組

等により、就業機会を確保

・多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画

・荒廃農地の解消に努め、その有効利用を促進

・農地と宅地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境

が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用

・健全な水循環、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣

被害対策、森林資源の循環利用や適切な整備等により、集落を維持し、美し

い景観を保全・創出

・人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応し

た生態系の維持管理

・“田園回帰”の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域

居住などを含む共生・対流を促進

・ため池の改修、地すべり対策等の実施により、災害に強い農村づくりを推進

(3) 自然維持地域

・適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場として

の利用

・自然が失われつつある場合は再生を促進

　　・野生動植物の生育空間の適切な配置や連続性の確保のためのデータの把握

・生物多様性確保のための地域を適正に保全

３　利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

　　・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と、県土保全、自然環境保全等の

農業の有する多面的機能の維持・発揮

　　・化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境への負荷の低減に配慮した

農業生産

　　・農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地利用の集積・集約の

推進と、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に支

援

　　・荒廃農地の発生防止及び解消と効率的利用

(2) 森林

　　・森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営に向け、間伐

等により、多様で健全な森林の整備と保全

　　　　　・森林の整備・保全への多様な主体の直接的・間接的な参加の促進

　　　　　・主伐と植栽等による適切な更新を進め、持続的な森林資源の利用と森林の保

全

　　　　　・都市とその周辺の森林は積極的に緑地としての保全と整備

　　　　　・農山村集落周辺の森林は適正利用を図るとともに野生鳥獣とのすみ分けを促

進する緩衝帯の整備

　　　　　・原生的又は希少野生動植物が生息・生育する森林及び重要な水源地帯の森林

は適切な維持管理

(3) 原野等

　　・貴重な自然環境を形成している原野は、生態系・景観等の観点から保全

　　・自然が失われつつある場合は、再生を促進

・その他は、地域の自然環境を形成する機能に配慮しつつ、適正利用

(4) 水面・河川・水路

・河川はん濫地域や土砂災害の危険がある区域におけるハード整備のための必

　要な用地の確保

　　　　　・水位情報等の提供、ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域の指定等のソ

　　　　　 フト対策を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対

策の推進

　　　　　・施設の適時・適切な維持管理及び補修・更新により既存用地の持続的利用

　　　　　・整備に当たっては在来の野生動植物の生息・生育環境に適した水辺空間の確

保、親水性、オープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図り自然環境の

保全・再生に配慮

(5) 道路

ｱ 一般道路

・県内外各地の対流を促進し、県土の有効利用や地域の暮らしや産業を支える基盤の整備を進めるための必要な用地の確保

・適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用

・経済を支える幹線道路網、暮らしを支える生活道路、災害に強い道路の

整備を推進

・市街地においては、良好な沿道環境の保全・整備

・整備に当たっては、生活環境や自然環境に配慮

ｲ 農道及び林道

・農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の

改善を図るため必要な用地の確保

・整備に当たっては、自然環境の保全に配慮

・適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用

(6) 宅地

ｱ 住宅地

・長期にわたり使用できる住宅の普及促進

・耐震・環境性能を含めた既存ストックの質の向上

・良好な住環境の形成に必要な用地の確保

・都市における土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用による良質な住

宅地の供給、オープンスペースの確保による安全性の向上とゆとりある快

適な環境の形成

ｲ 工業用地

・産業集積を進める上で必要な用地の確保

・環境保全等への配慮と低・未利用地の有効利用

・工場と住宅が混在する地域では、計画的に工場を再配置

・工場跡地は土壌汚染調査や対策を講ずるとともに有効利用

ｳ その他の宅地

　 ・空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効利用

　 ・大規模集客施設は、広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の判断

を反映した適正な立地に配慮

・庁舎等は、建て替えなどの機会をとらえ、災害リスクに配慮し、中心部等

での立地の促進により、より安全な地域へ市街地を集約化

(7) その他（上記利用区分以外の土地利用）

ｱ 公用・公共用施設用地

　 ・文教施設等は、施設の拡散を防ぐ観点から、空き店舗等の再生利用や街な

か立地に配慮し、必要な用地を確保

　 ・整備に当たっては、環境の保全や景観に配慮

・耐震性の確保及び災害時の活用に配慮した整備

ｲ 低・未利用地

・都市では居住・事業用地として再利用を図るほか、居住環境の向上・地域

の活性化の観点から、防災用地、オープンスペース等に活用

・荒廃農地は所有者による適切な管理に加え、多様な主体の参加の促進によ

り、農地として活用

・再生困難な荒廃農地は転換の促進

・ゴルフ場等の跡地は、森林への転換のほか、自然環境や景観等への影響や

災害リスク等へ配慮しつつ有効利用

・近隣地域住民の生活環境と調和するよう、撤退時の対応等を含め地域の状

況に応じ、計画的かつ適切に利用

**第２　県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**

１　県土の利用区分ごとの規模の目標

(1)目標年次は平成37年、基準年次は平成24年

(2)平成37年の人口はおよそ194万人、一般世帯数はおよそ76万世帯と想定

(3)県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地

(4)県土の利用区分ごとの規模の目標については、県土利用の現況や変化をもと

に、将来人口等を前提として、利用区分間の調整を行い定める

(5)規模の目標は第一表のとおり。なお数値等は流動的な要素がある

(表：現在作成中)

２　地域別の概要

　(1)地域特性を活かした土地の有効利用と県土の均衡ある発展を基本とする

(2)地域の区分は、東信地域、南信地域、中信地域、北信地域とする

(3)計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分と利用区分ごとの規模の目標は、

１に準じて定める

(4)平成37年の地域別の人口は、県人口のおよそ194万人を基礎として、次の

とおり想定

東信地域　37万人

南信地域　51万人

中信地域　48万人

北信地域　58万人

(5)地域別の利用区分ごとの規模の目標は、１に準じて設定(省略)

**第３　第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**

１　土地利用関連法制等の適切な運用

・国土利用計画法や関連する土地利用関連法の適切な運用

・国土利用計画等による調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る

・土地利用基本計画は、市町村の意向を十分踏まえ、土地利用の総合調整を積極的に実施

２　県土の保全と安全性の確保

(1)本県の自然条件に対応した防災・減災対策

・自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震、火山噴火、雪崩等による災害防止のための施設整備と維持管理を推進

(2)総合的な治水対策

・流域の保水・遊水機能を確保するための施設整備や土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進

(3)森林の適正な管理

・森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、森林整備等、災害に強い森林づくり

(4)安全性の向上

　 ・災害リスクの低い地域への公共施設等の立地により、より安全な地域へ中長期

的に居住を誘導

・都市の安全性を高めるため、市街地等において、公園・街路等の活用による避

難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、オープンスペースの確保、ライ

フラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機

能の強化

・エネルギーの自立化・多重化、道路における無電柱化

３　持続可能な県土の管理

(1)都市の集約化と｢小さな拠点｣の整備

・都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、都市機能や居住の中心部や生活拠点

等への誘導等を推進

　　　　 ・中山間地域等の集落地域においては「小さな拠点」の形成を推進

(2)農業の安定的経営

　 ・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保とその生産基盤としての水路等の適切な管理

　 ・農業の担い手の育成・確保、農地の集積・集約の推進

(3)林業の成長産業化

(4)上流水源県としての健全な水循環の確保

・上流水源県として健全な水循環の維持・回復のため、水環境の改善施策を総合的かつ一体的に推進

・湖沼等の水質保全対策

(5)美しい景観の保全・再生・創出

・美しい景観の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を推進

４　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1)多様な自然環境の保全等

　・原生的な自然、在来の野生動植物等は規制等により保全

・里地里山の自然は、利用と保全が調和した自然環境の維持等

・自然が減少した地域は自然の再生

・物多様性の観点から生態系ネットワークを形成

・希少種を含む野生生物に配慮した土地利用と侵入防止柵等の野生鳥獣被害防止対策の推進

・人口減少に伴い利用されなくなった土地については、自然再生により活用

(2)優れた自然資源等の適切な活用

・自然の風景地、地域固有の生態系等、高い価値を有している自然資源は、観光資源・地域産業に活用

(3)低炭素社会の形成

(4)快適で質の高い生活環境の創造

(5)資源循環型社会の形成

　・３Ｒを一層進める等、持続可能な資源利用の促進等

・自然再生エネルギーの面的導入に際しては、地域住民の生活や環境、災害リスク等に十分配慮した土地利用を図る

５　土地の有効利用の促進

(1)農地

・農地中間管理事業等により、担い手への農地集積・集約を推進し、営農の

　効率化を図る

・区画整理や農道整備、かんがい施設の更新・整備など一体的な基盤整備を

　促進

・荒廃農地の再生と発生防止の取組とともに、多様な担い手による効率的な

活用を推進

・優良農地の確保

・多様な主体の農業への参加による農地の有効利用と適正管理

・新技術の導入による省力化・低コスト化、オリジナル品種の生産拡大、農産

物安定供給体制の確立、環境と調和した農業生産活動

　　　　　・６次産業化、農業・農村ビジネスの創造により農産物の高付加価値化を促進

・中山間地域等では集落営農組織を育成し、地域全体として営農の継続性や農

地の維持・活用を図る

　　 (2)森林

・林産物の供給、県土保全、水源の涵(かん)養等、多面的機能が発揮されるよ

う、間伐等による森林整備と保全を計画的に推進

・林業・木材産業の経営体制の強化

・県産材の需要の拡大と薪や木質ペレット、木質チップ、木質バイオマス発電

等、木質バイオマスエネルギーの利用を促進

・森林の持つ癒し機能や環境教育の機能を活用し、他分野との融合を図り、森

林関連産業の活性化を図る

・森林づくりへの直接的・間接的参加により、森林整備への多様な主体の参加

を促進

(3)水面・河川・水路

・治水、利水の機能発揮を図りつつ、在来の野生動植物の生息・育成環境を保

　全

・親水性やオープンスペース等、多様な機能に配慮した水辺環境整備の推進

(4)道路

・安全性・快適性・防災機能の向上のため、交通安全施設の整備や無電柱化等

を推進

・良好な道路景観の育成、道路空間の有効利用

・高規格道路から生活道路、農道・林道に至るまでの道路網の体系的整備

(5)住宅地

・長期的な見通しに基づく適正な住宅地の供給

・公園緑地や下水道等の整備、土地区画整理を推進

・良質な既存ストックの形成と有効活用を進め、住宅地の持続的な利用を促進

・都市においては住宅地の高度利用

・中山間地域においては、地域の実情に応じ、公的主体を中心とした住宅地の

供給

・空き家バンク等による入居希望者とのマッチング、空き家等を居住環境の改

善や地域活性化に資する施設等へ改修するなどの利活用の促進

・倒壊等の著しい危険がある空き家等の除却等の措置を行う市町村に対して、

技術的な助言等の支援

(6)工業用地

・地域の産業集積を進める上で必要な工業用地の確保

・高度情報通信インフラ等、各種インフラの総合的整備の促進

・既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進

　　 (7)その他の宅地

・市街地の面的整備、大規模集客施設の適正立地

・多様な主体の創意工夫による賑わいの創出

(8)低・未利用地

・都市及びその周辺の低・未利用地については、再開発地として利用を図る

・新たな宅地等の需要がある場合は優先的に活用を図る

・再生可能な荒廃農地については、農地として有効利用を図る

・再生困難な荒廃農地については、森林等新たな生産の場として活用するなど

有効利用を図る

６　土地利用転換の適正化

(1)土地利用の転換

・復元の困難性、生態系等の循環系への影響に留意の上で利用の転換を図る

・自然的土地利用からの転換は計画的かつ慎重に行う

・都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有

効活用を通じて自然的土地利用等からの転換を抑制

(2)農地の利用転換

・食糧生産の確保、農業経営の安定、地域の農業や景観への影響等に留意し、

農業以外の土地利用計画との調整を図る

・低・未利用地の有効活用を優先し、無秩序な転用を抑制

(3)森林の利用転換

・森林の持つ多面的機能の維持を図る

・生態系ネットワーク維持に配慮し周辺の土地利用と調整

(4)大規模な土地利用転換

・影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて十分な調査を行う等の上、適

正に利用

・住民の意向等を踏まえるとともに、市町村の基本構想等の総合的な計画

との整合を図る

(5)混在地における土地利用転換

・必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地の土

地利用の調和を図る

７　県土に関する調査の推進

・国土調査、自然環境の保全に関する総合的な調査研究等の推進、成果の普

及啓発

・高齢化や不在村化の進行により、森林や農地等において境界や所有者が不

明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等

の取組の促進

８　計画の効果的な推進

・持続可能な県土管理のため、各種指標の活用を図る

９ 県土の県民的経営の推進

・多様な主体が、農地、森林、河川・湖沼、道路等の保全管理活動への参加

・地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動への寄付等の様々な方法により、

県土の適切な管理へ参画していく「県土の県民的経営」の取組を推進

10 長野県の視点

(1)移住・定住人口の拡大につながる県土利用

・空き家バンク等によるマッチング

・既存施設によるお試し移住や滞在型市民農園の活用

・農ある暮らしを応援する県土利用

(2)リニア新時代にふさわしい地域の発展を支える県土利用

・リニア新駅周辺の再開発

・リニア関連道路整備

・既存の交通システムとの連携

(3)再生可能エネルギー関連施設の適正な設置

・大規模太陽光発電施設の適正な設置

・森林資源の循環的な利活用

(4)豊かな水を将来に引き継ぐ上流水源県としての役割

**おわりに**

・適切な県土利用にあたっては計画期間を超えた長期的視点からの取組が重要

・本計画は県土利用の情勢の変化を見据え、必要に応じて見直しを行う